

佐賀県道路交通法施行細則及び佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月12日

佐賀県公安委員会委員長 吉 富 啓 子

### 佐賀県公安委員会規則第7号

佐賀県道路交通法施行細則及び佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則  
(佐賀県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 佐賀県道路交通法施行細則(昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>(旅客自動車等教習所の指定)</u></p> <p><u>第16条 令第34条第3項第2号に定める旅客自動車の運転に関する教習を行う施設及び同条第4項第2号に定める牽引自動車によって旅客用車両を牽引して牽引自動車を運転することに関する教習を行う施設の指定を受けようとする者は、旅客自動車等教習所指定申請書(様式第5号)を公安委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(合格の決定の取消しの通知)</p> <p>第19条 第97条の3第2項に規定する通知は、運転免許試験合格取消通知書(様式第6号)によって行う。</p> <p>(臨時適性検査等の通知)</p> <p>第22条 法第102条第1項から第3項までに規定する医師の診断書の提出命令は、診断書提出命令書(基準該当者用)(様式第8号)によって行う。</p> <p>2～4 略</p> <p><u>(認知機能検査員講習等)</u></p> <p><u>第22条の2 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査を実施しようとする者は、公安委員会が実施する認知機能検査員講習又は認知機能検査員資格審査を受けなければならない。</u></p> <p>(検査又は講習の申請等)</p>	<p><u>第16条 削除</u></p> <p>(合格の決定の取消しの通知)</p> <p>第19条 <u>法</u>第97条の3第2項に規定する通知は、運転免許試験合格取消通知書(様式第6号)によって行う。</p> <p>(臨時適性検査等の通知)</p> <p>第22条 法第102条第1項から第4項までに規定する医師の診断書の提出命令は、診断書提出命令書(基準該当者用)(様式第8号)によって行う。</p> <p>2～4 略</p> <p>(検査又は講習の申請等)</p>

改正前	改正後
<p><b>第23条</b> 次の各号に掲げる検査又は講習を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項に規定する検査 認知機能検査受検申請書（様式第8号の8）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 法第108条の2第2項に規定する講習 特定任意高齢者講習申請書（様式第9号の3）、<u>特定任意講習申請書（様式第9号の4）又はチャレンジ講習申請書（様式第9号の5）</u></p> <p>2 略</p> <p>（聴聞及び意見の聴取）</p> <p><b>第24条</b> 法第104条、第104条の2及び第104条の2の2に規定する聴聞及び意見の聴取の手續は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等規則」という。）及び意見聴取規則に基づき行うものとする。</p> <p>（講習等）</p> <p><b>第24条の2</b> 法第108条の2第1項及び第2項並びに令第37条の6第2号に規定する講習並びに令第37条の6第3号に規定する<u>運転免許取得者教育</u>は、公安委員会が別に定めるところにより行うものとする。</p>	<p><b>第23条</b> 次の各号に掲げる検査又は講習を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法第97条の2第1項第3号イ<u>若しくはロ</u>、第101条の4第2項又は第101条の7第1項に規定する検査 認知機能検査受検申請書（様式第8号の8）</p> <p>(2) <u>法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ又は第101条の4第3項に規定する検査 運転技能検査受検申請書（様式第8号の9）</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 法第108条の2第2項に規定する講習 特定任意高齢者講習申請書（様式第9号の3）<u>又は特定任意講習申請書（様式第9号の4）</u></p> <p>2 略</p> <p>（聴聞及び意見の聴取）</p> <p><b>第24条</b> 法第104条、第104条の2、<u>第104条の2の2、第104条の2の3及び第104条の2の4</u>に規定する聴聞及び意見の聴取の手續は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等規則」という。）及び意見聴取規則に基づき行うものとする。</p> <p>（講習等）</p> <p><b>第24条の2</b> 法第108条の2第1項及び第2項並びに令第37条の6第2号に規定する講習並びに令第37条の6第3号に規定する<u>運転免許取得者等教育</u>は、公安委員会が別に定めるところにより行うものとする。</p> <p>（<u>運転免許取得者等教育の認定</u>）</p> <p><b>第24条の2の2</b> <u>運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第5条第1項の申請書は、運転免</u></p>

改正前	改正後
<p>(運転経歴証明書交付申請書)</p> <p><b>第24条の3</b> 略</p>	<p><u>許取得者等教育認定申請書(様式第9号の5)とする。</u></p> <p><u>2 法第108条の32の2第1項に規定する運転免許取得者等教育の認定は、運転免許取得者等教育認定証(様式第9号の5の2)の交付によって行うものとする。</u></p> <p><u>3 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第7条第1項の変更の届出は、運転免許取得者等教育変更届出書(様式第9号の5の3)を提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 法第108条の32の2第5項に規定する運転免許取得者等教育の認定の取消しは、運転免許取得者等教育認定取消通知書(様式第9号の5の4)の交付によって行うものとする。</u></p> <p><u>(運転免許取得者等検査の認定)</u></p> <p><b>第24条の2の3</b> <u>運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8号)第6条第1項の申請書は、運転免許取得者等検査認定申請書(様式第9号の5の5)とする。</u></p> <p><u>2 法第108条の32の3第1項に規定する運転免許取得者等検査の認定は、運転免許取得者等検査認定証(様式第9号5の6)の交付によって行うものとする。</u></p> <p><u>3 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条第1項及び第3項の変更の届出は、運転免許取得者等検査変更届出書(様式第9号の5の7)を提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 法第108条の32の3第2項で準用する法第108条の32の2第5項に規定する運転免許取得者等検査の認定の取消しは、運転免許取得者等検査認定取消通知書(様式第9号の5の8)の交付によって行うものとする。</u></p> <p>(運転経歴証明書交付申請書)</p> <p><b>第24条の3</b> 略</p>

様式第5号を次のように改める。

様式第5号 削除

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第19条関係）

第 号

運転免許試験合格取消通知書

年 月 日

住 所

殿

佐賀県公安委員会 印

下記の理由により、あなたの運転免許試験の合格の決定を取り消したので、通知します。

記

受 験 番 号	
運 転 免 許 の 種 別	
理 由	

（教示）

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に佐賀県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として（代表者は佐賀県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第8号の8の次に次の様式を加える。

様式第8号の9 (第23条関係)

年 月 日		
佐賀県公安委員会 殿		
運 転 技 能 検 査 受 検 申 請 書		
申 請 者	住 所	市 町 郡
	ふりがな	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生 ( 歳)
	連 絡 先	自 宅 ( ) — 勤務先等 ( ) —
この欄に佐賀県収入証紙を並べて貼り付けてください。		
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; width: 150px; height: 100px; margin: 5px;"></div> <div style="border: 1px dashed black; width: 150px; height: 100px; margin: 5px;"></div> <div style="border: 1px dashed black; width: 150px; height: 100px; margin: 5px;"></div> </div>		

様式第9号の2を次のように改める。



様式第9号の2 (第23条関係)

年 月 日
佐賀県公安委員会 殿
高 齢 者 講 習 申 請 書

申 請 者	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生 ( 歳)
	連 絡 先	(自宅)           —           — (携帯)           —           —
講習手数料 (いずれかにレ印)		<input type="checkbox"/> 2時間講習 (実車有り)   6,450円 <input type="checkbox"/> 1時間講習 (実車無し)   2,900円

この欄に佐賀県収入証紙を並べて貼り付けてください。

--	--	--

様式第9号の3を次のように改める。

様式第9号の3 (第23条関係)

年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

特 定 任 意 高 齢 者 講 習 申 請 書

申 請 者	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生 ( 歳)
	連 絡 先	(自宅)           —           — (携帯)           —           —

講習手数料 (いずれかにレ印)	<input type="checkbox"/> 2時間講習 (実車有り)   6,450円 <input type="checkbox"/> 1時間講習 (実車無し)   2,900円
--------------------	---

この欄に佐賀県収入証紙を並べて貼り付けてください。

様式第9号の5を次のように改める。

様式第9号の5（第24条の2の2関係）

<p>運転免許取得者等教育認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐賀県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名</p> <p>道路交通法第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者等教育の認定を申請します。</p>	
運転免許取得者等教育 に使用する施設の名称	
運転免許取得者等教育 に使用する施設の所在地	
運転免許取得者等教育 の 課 程 の 区 分	
運転免許取得者等教育 の 課 程 の 名 称	
添 付 書 類	
備 考	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者欄には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 添付書類欄には、本申請に際し、添付する書類を記載すること。

様式第9号の5の次に次の7様式を加える。

第 号

## 運転免許取得者等教育認定書

名 称

所在地

道路交通法第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条第 号に掲げる課程により行う運転免許取得者等教育に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として認定する。

年 月 日

佐賀県公安委員会



## 運転免許取得者等教育変更届出書

年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

届出者

住 所

氏 名

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第7条第1項の規定により、認定事項の変更を届け出ます。

変更する事項 及びその内容	
変更予定日	
備 考	

備考 届出者が法人であるときは、届出者欄には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。



## 運転免許取得者等教育認定取消通知書

年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

道路交通法第108条の32の2第5項の規定により、運転免許取得者等教育の認定を取り消したので通知します。

認 定 番 号	
理 由	

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に佐賀県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として（代表者は佐賀県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

## 運転免許取得者等検査認定申請書

年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

申請者

住 所  
氏 名

道路交通法第108条の32の3第1項の規定により、運転免許取得者等検査の認定を申請します。

運転免許取得者等検査 に使用する施設の名称	
運転免許取得者等検査 に使用する施設の所在地	
運転免許取得者等検査 の 課 程 の 区 分	
運転免許取得者等検査 の 課 程 の 名 称	
添 付 書 類	
備 考	

備考 1 申請者が法人であるときは、申請者欄には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 添付書類欄には、本申請に際し、添付する書類を記載すること。

第 号

## 運転免許取得者等検査認定書

名 称

所在地

道路交通法第108条の32の3第1項の規定により、運転免許取得者等検査の認定  
に関する規則 第1条第1号（認知機能検査）に掲げる課程により行う運転免許  
第1条第2号（運転技能検査）

取得者等検査に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者として認定する。

年 月 日

佐賀県公安委員会 印

## 運転免許取得者等検査変更届出書

年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

届出者

住 所  
氏 名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条 第1項 第3項 の規定により、認定事項の変更を届け出ます。

変更する事項 及びその内容	
変更予定日	
備 考	

備考 届出者が法人であるときは、届出者欄には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

## 運転免許取得者等検査認定取消通知書

年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

道路交通法第108条の32の3第2項より準用する同法第108条の32の2第5項の規定により、運転免許取得者等検査の認定を取り消したので通知します。

認 定 番 号	
理 由	

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に佐賀県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として（代表者は佐賀県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部改正)

第2条 佐賀県公安委員会事務決裁等規則（平成15年佐賀県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
事務の種類	根拠規定	決裁事項	事務の種類	根拠規定	決裁事項
略			略		
道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する事務	略		略		
	第104条第4項	不出頭又は所在不明のときにおける免許の取消し（第104条の2の2第6項及び第107条の5第4項で準用する場合を含む。）	第104条第4項	不出頭又は所在不明のときにおける免許の取消し（第104条の2の2第6項、 <u>第104条の2の4第6項</u> 及び第107条の5第4項で準用する場合を含む。）	
	第104条の2の3第1項	略	第104条の2の3第1項	略	
	第107条の5第1項及び第2項	略	<u>第104条の2の4第1項、第2項及び第4項</u>	若年運転者期間に係る特例取得免許の取消し	
	略		第107条の5第1項及び第2項	略	
第108条の32の2第5項	<u>運転免許取得者教育</u> の認定の取消し	第108条の32の2第5項	<u>運転免許取得者等教育</u> の認定の取消し		

改正前			改正後		
				<u>の32の3第2項で準用する場合を含む。</u>	
	略			略	
道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）に規定する事務	略		道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）に規定する事務	略	
	<u>第33条の6</u>	略		<u>第33条の5の3</u>	略
略			略		
<u>運転免許取得者教育の認定に関する規則</u> （平成12年国家公安委員会規則第4号）に規定する事務	第13条	<u>フレキシブルディスクによる手続の定め</u>	<u>運転免許取得者等教育の認定に関する規則</u> （平成12年国家公安委員会規則第4号）に規定する事務	第13条	<u>電磁的記録媒体による手続の定め</u>
			<u>大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則</u> （令和4年国家公安委員会規則第4	<u>第9条第1項</u>	<u>特例教習課程に係る指定の取消し</u>

改正前				改正後		
				<u>号)に規定する 事務</u>		
				<u>運転免許取得 者等検査の認 定に関する規 則(令和4年国 家公安委員会 規則第8号)に 規定する事務</u>	第14条	<u>電磁的記録媒体による手続の定 め</u>
災害対策基本 法(昭和36年法 律第223号)に 規定する事務	略			災害対策基本 法(昭和36年法 律第223号)に 規定する事務	略	
略				略		

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。